政策経営会議資料 令和6年2月29日 子ども家庭部男女共同参画課

「新宿区第四次男女共同参画推進計画(令和6年度~令和9年度)」の策定及び素案に対するパブリック・コメント等の実施結果について

新宿区男女共同参画推進会議における検討結果及びパブリック・コメントの実施結果を踏まえ、 別添のとおり「新宿区第四次男女共同参画推進計画」を策定する。

記

1 「新宿区第四次男女共同参画推進計画(令和6年度~令和9年度)」の概要

(1) 計画策定の目的

本計画は、新宿のまちに住む人々はもとより、新宿で働き、学び、活動するすべての男女が、 性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、共にあらゆる分野に 参画することのできる社会を実現していくことを目的とする。

(2) 計画の性格・位置づけ

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられると同時に、新宿区男女共同参画推進条例第 9 条第 1 項に規定する基本計画であり、「新宿区総合計画」の基本政策 I 「暮らしやすさ 1 番の新宿」のうちの個別施策 7 「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」の実現をめざした分野別計画である。

また、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」(平成30(2018)年度~令和5(2023)年度)に引き続く計画として策定している。

なお、「新宿区第三次男女共同参画推進計画」の目標2から目標3(2)までを「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」と位置づける。また、目標4(1)から(3)までは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」と位置づける。

(3) 計画の期間

令和6(2024)年度から令和9(2027)年度までの4年間を計画期間とする。

(4) 計画の基本的な考え方

「新宿区男女共同参画推進条例」の"男女が、すべて人として平等であり、個人として尊重される社会を実現する"という基本理念を踏まえ、新宿区総合計画(基本計画)の個別施策 I -7「女性や若者が活躍できる地域づくりの推進」を実現するために、計画ビジョンを「誰もが個人として尊重され、自分らしく豊かに生活できるまち新宿」とし、具体的な3つの視点と5つの目標を定め、総合的に施策を推進していく。

- 2 パブリック・コメント等の実施
- (1) パブリック・コメント
 - ①実施期間

令和5年11月15日(水)~令和5年12月14日(木)

②実施方法

11月15日号の広報新宿及び、区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、担当課窓

口持参及び区ホームページで受け付けを行った。

(2) 地域説明会

①実施日時等

11月22日(水)午後7時~8時30分 新宿区立男女共同参画推進センター(ウィズ新宿) 11月30日(木)午後2時~3時30分 子ども総合センター

②実施概要

地域説明会において「新宿区第四次男女共同参画推進計画」(素案)の区民説明会を行った。 参加者数計4名。詳細は別添資料3のとおり。

- 3 パブリック・コメント等の結果
- (1) 意見件数
 - ①パブリック・コメント 31件
 - ②地域説明会

0 件

(2) 意見内容と区の考え方

意見の内容と区の考え方は別添資料3のとおり。

(3) 周知方法

パブリック・コメントに対する区の考え方については、文教子ども家庭委員会への報告後、区ホームページに掲載し、広報新宿4月5日号にて周知を行う。

4 素案からの変更点

別添資料 4 のとおり変更するとともに、区長挨拶、コラム及び資料編を追加し、計画として決定する。

5 計画策定に関する今後の予定

令和6年2月29日(木) 政策経営会議

3月12日(火) 文教子ども家庭委員会報告

4月1日(月) 計画書及びパブリック・コメント等実施結果公表

(区ホームページ掲載)

計画冊子発行

4月5日(金) 広報新宿掲載